

公益財団法人多治見市文化振興事業団 後援名義の使用について

(1)対象事業

- ・市民、団体によって企画されたコンサート、演劇、展覧会、発表会、講演会
- ・市民の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与すると認められるもの
- ・広く一般市民を対象とし、参加予定者が50人以上であること
- ・主催者（団体）の所在が明確で、事業遂行能力が充分であること
- ・公益財団法人多治見市文化振興事業団が事業の目的、主旨に賛同できるもの

(2)審査基準

上記(1)の条件を満たす事業であっても、次の事項のいずれかに該当すると認められる事業は承認いたしかねます。

- ・政治的または宗教的中立性を犯すおそれのあるもの
- ・特定の思想を浸透させる目的を有するもの
- ・公序良俗に反する又はそのおそれのあるもの
- ・実施の確実性が疑わしいもの
- ・公共性を有しないもの
- ・専ら営利又は商業宣伝を目的とするもの
- ・提出書類に虚偽、不備のあるもの
- ・その他後援名義の使用を承認することが不適当と認められるもの

(3)後援名義の使用

- ・承認を受けた事業は、チラシ、ポスター等に「**後援:(公財)多治見市文化振興事業団**」と印字することができます。

(4)留意事項

- ・必ず承認を受けた後に後援名義を使用してください。
- ・承認を受けた事業については、主催者（団体）が全ての責任をもつこととし、不測の事態や事故等が起きた場合も、（公財）多治見市文化振興事業団は一切関知いたしません。ご同意の上、申請願います。

(5)申請期間

申請は随時受け付けいたします。ただし、事業実施日の1ヶ月以上前に申請願います。

(6)提出書類

- ・後援名義使用申請書兼許可書
- ・主催者（団体）に関する書類（パンフレット、活動内容等）
- ・申請する事業に関する書類（企画書、収支予算書、チラシ等）

(7)承認の取り消し

前項の条件を満たし承認を受けた事業であっても、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合は承認を取り消すことがございます。

- ・提出書類の記載内容に虚偽があることが判明した場合
- ・審査基準に違反すると判明した場合
- ・その他後援名義の使用を承認することが不適当であると判明した場合

(8)その他

承認を受けた事業のチラシ・ポスターをバロー文化ホール（多治見市文化会館）、ヤマカまなびパーク、三の倉市民の里、子ども情報センター、市立公民館（笠原中央・養正・旭ヶ丘・小泉・脇之島・市之倉・南姫）、精華交流センター、根本交流センターに配布できますのでご相談ください。なお、チラシ・ポスターの設置期間等を指定することはできませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】

（公財）多治見市文化振興事業団

総務企画課 TEL: 0572 (24) 6352